

## 申請書類 Q &amp; A

## 申請書類①.登録基準確認用紙

Q 1 : 申請書類は令和 5 年 4 月 1 日の必着でなければならないのか。

A 1 : 当日一日のみの必着ではありません。令和 5 年 4 月 1 日 (土) ~ 7 月 3 1 日 (月) となります。

従って、県内のクラブの大半が 3 月末決算であることから、提出書類は当該年度のものを出し、提出する運びとなつてきます。それ以外の決算期日のクラブにおいては直近年度のものとなります。

相談や問い合わせについては随時承ります。お気軽に連絡をいただければと思います。

## 申請書類②.基礎情報書類 (総合型クラブ概要等)

Q 2 : 2. 会員について(1) では年会費等を支払っている会員数としているが、そうでなくてはならないのか。

A 2 : 1. 基準適合状況 (全国共通の登録最低基準) Q & A ②多世代 (複数世代) を対象としている。を参照してください。

会員とは、年間費等を年間で会費を支払っている会員を示すが、単発的なイベント等参加費や月会費。

更に家族年会費を支払っている参加者をクラブとして会員扱いとしている場合は、移行措置の間は会員とみなしてよいとしています。

Q 3 : 3. 定期的に行う活動種目・指導者資格保有者について(1) 種目数はこれだけか。

A 3 : これだけではありません。競技種目は 6 7 種目あります。下記のサイトから確認。若しくは別紙を参照し、該当する種目があれば表中の {その他 ( )} に追記して換算してください。

[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/20211001\\_tourokusha\\_events.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/20211001_tourokusha_events.pdf)

Q 4 : 4. クラブマネジャー・事務局員の配置状況及び公認マネジメント資格保有者(1)※3 クラブマネジャーとは、{経営能力} を有する専門的な人材とする。とあるが経営能力について教えて欲しい。

A 4 : マネジメント=経営の管理とは違う。組織の目的を達成するために事業の計画を立て継続的に意思決定していく能力を通説としています。組織のビジョンを達成するために、長期的な計画を立て組織を導いていくことが望ましいということです。

## 申請書類③.規約・会則・定款等

・新規登録時は提出必須 (更新登録時は、変更があった場合のみ提出)

Q 5 : そのまま提出して良いのか。注意点などはないのか。

A 5 : 団体が登録する際の基準として、「非営利組織」でなければなりません、「営利目的」である組織内容が記載されていないか。また、規約等の改廃に必要な議決について当該規約等で定めていなければならないことは注意する点です。

## 申請書類④.役員名簿

・新規登録時は提出必須 (更新登録時は、変更があった場合のみ提出)

Q6：役員を記入とは、会員も含むのか。

A6：議事録に繋がる意思決定機関において、議決権を有し議事録に出席者として明記される者を指します。

Q7：市区町村名は、どこまで記入するのか。

A7：市町村となります。ガバナンスコード取得時の「市区町村」を選択するものと同様です。

#### 申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た令和5年度事業計画・予算

Q8：起算日はいつとするのか。

A8：申請書類①.登録基準確認用紙に同じです。

令和4年4月1日（金）～7月31日（日） となります。

従って、県内のクラブの大半が3月末決算であることから、提出書類は当該年度のもを提出する運びとなります。それ以外の決算期日のクラブにおいては直近年度のものとなります。

#### 申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た令和4年度事業報告・決算

Q9：Q8に同じ

A9：A8に同じ

申請年度に創設した総合型クラブは提出不要です。

#### 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

・データ提出必須

Q10：このデータは自クラブで作成するのか。

A10：他の申請書類同様に自クラブで作成し提出してください。この作成はクラブマネージャー・アシスタントマネージャーだけに限らず、できる限りクラブ内で共有し、将来のクラブ対策とすることが望ましいと考えられます。

Q11：シートA（プロフィール）「あなたのクラブのプロフィールについて」の会員とは。

A11：年間費等を年間で会費を支払っている会員を示すが、単発的なイベント等参加費や月会費。更に家族年会費を支払っている参加者をクラブとして会員扱いとしている場合は、移行措置の間は会員とみなしてかまいません。

Q12：シートA（プロフィール）「あなたのクラブのプロフィールについて」の会費とは。

A12：上記の会員から徴収している会員をいいます。

#### 申請書類⑧.申請書類⑤及び⑥を議決した際の議事録

・申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

Q13：そのまま提出して良いのか。注意点などはないのか。

A13：出席者が明記されていなければならないことは注意する点です。

このことは、JSC の toto 助成活動の申請にも必要となることです。

## 申請書類⑨.スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

Q14：この自己説明・公表確認書はどのように取得すれば良いのか。

A14：毎年提出しているクラブもあろうかと思えます。

別添フォルダ【ガバナンスコード登録手順】を参照してください。下記 JSC サイトからとなります。

<https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top>

## 申請書類⑩.都道府県協議会が定める運用ルール及び都道府県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物

Q15：これは何を指しているのか。

A15：神奈川県においては該当するものはないため提出は不要です。

---

## 申請書類の提出先

➔ メールによる場合

[clubadviser@sports-kanagawa.com](mailto:clubadviser@sports-kanagawa.com)

➔ メールで送付できず郵送による場合

公益財団法人神奈川県スポーツ協会クラブアドバイザー 長門 旬也 宛

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1

電 話：045-311-0653 (共用)

## 問い合わせ先

➔ 公益財団法人神奈川県スポーツ協会クラブアドバイザー 長門 旬也

メール：[clubadviser@sports-kanagawa.com](mailto:clubadviser@sports-kanagawa.com)

電 話：080-5532-7456 (個人)

---

## KSN入会届・年会費納入等のお問い合わせ先

➔ 一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク (略称、KSN) 理事

事務局 鈴木 章弘

〒213-0011 川崎市高津区久本3-11-2 川崎市立高津中学校内

メール：[akihiro@takatsuself.com](mailto:akihiro@takatsuself.com)

電 話：044-833-2555 (共用)

FAX：044-833-3006 (共用)